

### 第3回国際裁判機関等インターンシップ支援事業（第一次募集）

外務省では、日本の国際裁判対策能力を強化するための人材の育成を目的とした「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を実施しており、現在、本年度の本件支援事業への参加者の第一次募集を行っています。詳しくは下記リンクから当該ウェブサイトへアクセスください。

（外務省HP）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ila/page24\\_001742.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ila/page24_001742.html)

（本事業特設サイト）

[https://web.apollon.nta.co.jp/kokusaihou\\_intern/index.html](https://web.apollon.nta.co.jp/kokusaihou_intern/index.html)

#### 【概要】

##### 1 支援の内容

国際裁判機関等でインターンシップを行うことが許可された者に滞在費等を支援するもの。事業の対象とされた者には、インターンシップを支援するため、インターンシップの期間中、外務省から一人あたり、原則として、上限月30万円までを支給する。

注1：博士号取得者及び法曹資格者については、毎月10万円を追加で支給することを検討する。

注2：月々の滞在費の支払は、職場からの出勤日証明と月次報告を確認した後に行う。

注3：インターンシップ先の機関からの手当、奨学金や科研費等他の助成金受給者については、本インターンシップ支援事業の滞在費支援金額と同助成金額の合計が上記の金額を超えないこととする。

##### 2 支援の対象者

この事業の対象となる者は、以下のとおり。

（1）インターンシップの内容が国際公法又は国際私法に係る業務であること。

（2）以下の機関におけるインターンシップを許可されていること（申請時には、許可される見込みであることでも可。）。

ア 以下の国際裁判機関等：

国際司法裁判所（ICJ）、国際海洋法裁判所（ITLOS）、国際刑事裁判所（ICC）、常設仲裁裁判所（PCA）、世界貿易機関（WTO）、投資紛争解決国際センター（ICSID）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等

イ 上記ア以外の国際機関の法務部門

ウ 上記ア及びイに準ずるもの

(3) 日本国籍を有していること。

### 3 応募・選考手続

書類選考及び面接（日本語及び英語によるオンライン面接）により選考を行う。

### 4 募集期間

2022年4月15日（金）13時～8月31日（水）17時迄必着（第一次募集）

### 5 問合せ先

「第3回 国際裁判機関等インターンシップ支援事業」運営事務局

（株）日本旅行 公務法人営業部 営業1課 担当：山口・栗田

TEL：03-5402-6471（2022年4月28日まで）

TEL：03-5369-4534（2022年5月6日から）（土日祝を除く  
平日09：45～17：45）

メールアドレス：事務局専用アドレス [kokusaihou\\_internship@nta.co.jp](mailto:kokusaihou_internship@nta.co.jp)